

自動車による食品の販売業に関する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自動車（道路運送車両法第2条第2項に定めるものをいう。ただし二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）を除く。）によって食品を販売する営業の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 申請及び許可

1 自動車による食品の販売業は、食品衛生法施行令第35条に規定する営業の内、次に掲げるものとし、営業を営もうとする者（以下「営業者」という）は、食品衛生法第52条に基づき営業の許可を受けなければならない。

- (1) 魚介類販売業
- (2) 乳類販売業
- (3) 食肉販売業

2 営業許可申請書の記載については、次のとおりとする。

- (1) 営業所の所在地欄は、営業の用に供する自動車（以下「営業自動車」という。）の主たる営業所在地を記載させること。なお昭和60年8月14日付け食第172号静岡県衛生部食品衛生課長通知に基づき静岡県内での営業を認める。
- (2) 営業所の名称等欄には、営業自動車の車輛番号についても記載させること。
- (3) 営業設備の大要は、各設備の配置状況を記載した図面を添付させること。

3 営業許可の条件等営業許可に関する事項については、食品営業許可関係事務処理取扱要領に基づくものとする。

4 営業許可証は、営業中常に携帯させること。

5 自動車を新たに変更しようとするときは、新規の許可を受けなければならない。

6 営業許可事項の変更のほか、主たる営業所在地及び営業自動車の車輛番号を変更したときは、浜松市食品衛生法の施行に関する規則第9条第8号に規定する営業許可事項変更届出書により、遅滞なく届け出ること。

第3 営業予定地等の届出

1 営業者は、営業許可申請に際し、営業予定地等を記載した届出書（様式1）正副2通を営業許可申請書に添付すること。

2 営業者が前項の届出事項のうち、営業予定地を変更しようとするときはあらかじめ、また、営業自動車の車両登録番号を変更したときは10日以内に、変更届（様式1）正副2通を保健所長に届け出ること。

3 営業予定地等の届出及び変更届を受理した保健所長は、副の届出書の余白に受付印を押し、営業許可年月日、許可番号、許可保健所及び有効期間を記入

して届出者に交付すること。

- 4 営業地域が許可を受けた保健所の所管区域外にわたる場合には、営業者は許可を受けた日から10日以内に、届出書(様式1)1通を当該地域を所管する保健所長に届け出ること。
- 5 前項の届出を受理した保健所長は、営業者が携帯する副の届出書の提出を求め、当該予定地の記載を確認のうえ、その余白に受付印を押印し交付すること。
- 6 営業者又は従事者は、営業中常に営業許可証及び届出書の副を携帯しなければならない。

第4 営業施設の基準

1 営業自動車の共通事項

- (1) 営業自動車は、食品の販売専用とする。
- (2) 営業自動車の営業の用に供する部分は、運転者席と区画され、かつ、じんあい、雨水及びこん虫等が内部に侵入することがない構造であること。
- (3) 防塵、防水については、幌は認めない。
- (4) 営業自動車内で営業する営業の種類が2以上ある場合は、容器、陳列ケース、冷蔵庫等はそれぞれの営業専用のものがあること。

- 2 営業自動車による魚介類販売業の法第51条の規定により静岡県条例で定める営業施設の基準(以下「営業施設基準」という。)に準ずる要件及び営業者の遵守事項は、昭和44年1月10日付け公第55号県衛生部長通知に基づき、次のとおりとする。

(1) 営業施設基準に準ずる要件

ア 床は、耐水性材料で作られ清掃し易い構造であること。

イ 内壁は、床面から少なくとも1メートル又は天井まで耐水性材料で作られ、清掃し易い構造であること。

ウ 天井は、すき間がなく、清掃し易い構造であること。

エ 手洗設備については、使用し易い場所に18リットル容量以上の貯水槽(蛇口付)及び消毒装置があり、別に汚水を入れるに十分な大きさの容器が設備されていること。

オ 魚介類の保管設備として、次の構造である容器をそなえるほか、10以下に冷蔵できる能力を有する温度計付きの陳列ケース又は冷蔵庫等があること。

(ア) 魚介類に直接接触する部分が合成樹脂又は錆び難い金属等であって内外面とも平滑であること。

(イ) 合成樹脂又は錆び難い金属等の材質のふたがあること。ただし2個以上重ねて使用する容器のときは、最上部の容器にのみふたがあればよいものとする。

(ウ) 冷蔵できる構造であること。

- カ 冷蔵に氷を使用する場合は、予備の氷を入れる容器があること。
- キ 密閉できる不浸透性材質の廃棄物容器があること。
- ク 包装材料を使用する場合は包装材料を衛生的に保管することのできる設備があること。

(2) 営業者の遵守事項

- ア 魚介類の保存は氷等を十分に使用して、鮮度保持に努めること。
- イ 生食用の魚介類、切身及びあらごしらえをした魚体の取扱いについては特に衛生的に行うこと。
- ウ 生食用の魚介類、切身及びあらごしらえをした魚体及び魚介類の加工品等を同一の冷蔵庫等に保管する場合は、混同することのないよう別々の容器に収めること。
- エ 生食用のものは、予め包装したもの以外は取扱わないこと。
- オ 容器内の溜り水や廃棄物等の処理にあたっては、不衛生にならないよう処置すること。
- カ 営業中調理器具を所持しないこと。
- キ 屋外及び営業自動車内で調理行為はしてはならない。
- ク 「魚介類販売業」以外の施設で調理された魚介類を取扱わないこと。

3 営業自動車による乳類販売業の営業施設基準のしんしゃく規定及び営業者の遵守事項は、昭和59年12月3日付け食第373号県衛生部長通知に基づき、次のとおりとする。

(1) 営業施設基準のしんしゃく規定

- ア 営業施設基準中「営業店舗」は、営業自動車の営業の用に供する部分とみなす。
- イ 営業施設基準の1の(1)のケは、省略を認める。(照度)
- ウ 営業施設基準の1の(2)のア及びイは、「施設には、使用し易い場所に手指消毒装置及び18リットル容量以上の貯水槽を有した流水式洗浄設備を設けてあり、かつ、その汚水を入れる十分な容器が設備されていること。」に読み替える。

(2) 営業者の遵守事項

- ア 営業自動車に乳類を収納する場合は、冷蔵庫及び冷蔵ケースの温度が10以下になった後に行うこと。
- イ 冷蔵庫及び冷蔵ケースの清掃は、汚れた都度行うこと。
- ウ 乳類は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令により密栓又は密閉された容器包装のまま保存すること。
- エ ストロー等飲食の用に供される器具等の保管は、清潔で、かつ、衛生的に行うこと。
- オ 貯水槽及び汚水を入れる容器は、定期的に洗浄し衛生的に保つこと。
- カ 廃棄物は、定期的に処理すること。

4 営業自動車による食肉販売業の営業施設基準のしんしゃく規定及び営業者の遵守事項は、昭和60年3月20日付け食第460号県衛生部長通知に基づき、次のとおりとする。

(1) 営業施設基準のしんしゃく規定

ア 営業施設基準中「営業施設」は、営業自動車の営業の用に供する部分とみなす。

イ 営業施設基準の1の(2)のア及びイは、「施設には、使用し易い場所に手指消毒装置及び18リットル容量以上の貯水槽を有した流水式洗浄設備を設けてあり、かつ、その汚水を入れる十分な容器が設備されていること。」に読み替える。

ウ 営業施設基準の1の(2)のウ、エ及びカは、省略を認める。

エ 静岡県食品衛生規則別表の18の(1)の表を次のとおりに読み替える。

| 施設 | 設備 | 摘要 |
|-----|--------------------------|----|
| 調理室 | 温度計、冷蔵装置付き 陳列ケース又は冷蔵庫 | |

(2) 営業者の遵守事項

ア 営業自動車に包装食肉を収納する場合は、冷蔵庫及び冷蔵ケースの温度が10以下になった後に行うこと。

イ 清潔、衛生的で、かつ、透明で内部のみえる材質のもので包装した食肉を仕入れ、当該容器包装のまま保存、販売すること。

ウ 貯水槽及び汚水を入れる容器は、定期的に洗浄し衛生的に保つこと。

エ 廃棄物は、定期的に処理すること。

オ 包装食肉の保存は、法に基づく食肉の保存基準を遵守すること。

カ 包装食肉の表示は、法に基づく食肉の表示基準を遵守すること。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成17年7月1日から、施行する。

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、静岡県自動車による魚介類販売業取扱要領(昭和59年10月23日食第323号)、静岡県自動車による乳類販売業取扱要領(昭和59年12月3日食第373号)、静岡県自動車による食肉販売業取扱要領(昭和60年3月20日食第460号)の規定によりされた手続きその他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは同日以後においては、それぞれこの

規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

正

様式1 (要領第3 営業予定地等の届出関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者 電話番号 - -
氏名(名称及び代表者氏名)

自動車による食品の販売業予定地等(変更)届

このことについて下記のとおり届け出ます。

記

* 1 営業許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
許可の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 営業自動車

| 自動車の車名 | 車種 | 積載重量 | 排気量 | 車輛登録番号 |
|--------|----|------|-----|--------|
| | | | | |

3 営業予定地

| 月・日・時 | 営業場所 |
|-------|------|
| | |

- 備考
- 1 許可申請時には*印欄は記入しないこと。
 - 2 変更届のときは変更事項を朱記すること。
 - 3 営業場所は 市 区 町 番地 商店東側空地等のように、わかりやすく書くこと。

副

様式1 (要領第3 営業予定地等の届出関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者 電話番号 - -
氏名(名称及び代表者氏名)

自動車による食品の販売業予定地等(変更)届

このことについて下記のとおり届け出ます。

記

* 1 営業許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
許可の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 営業自動車

| 自動車の車名 | 車種 | 積載重量 | 排気量 | 車輛登録番号 |
|--------|----|------|-----|--------|
| | | | | |

3 営業予定地

| 月・日・時 | 営業場所 |
|-------|------|
| | |

- 備考
- 1 許可申請時には*印欄は記入しないこと。
 - 2 変更届のときは変更事項を朱記すること。
 - 3 営業場所は 市 区 町 番地 商店東側空地等のように、わかりやすく書くこと。